

## 鹿屋市キャッシュレス決済端末導入業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本委託業務は、市民サービスの向上、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じるために、本庁及び総合支所窓口等へのキャッシュレス決済端末を導入することとし、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した契約の相手方となる候補者の選定をするものとする。

### 2 業務概要

(1) 業務名 鹿屋市キャッシュレス決済端末導入業務委託

(2) 業務内容

別紙「鹿屋市キャッシュレス決済端末導入業務委託仕様書」のとおりとします。

(3) 履行予定期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

(4) 業務金額 4,522,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とします。

※ 初年度に掛かる利用料・保守運用経費は業務金額に含まれます。

(5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 担当部署 総務部デジタル推進課情報化推進係

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

電話 0994-31-1135 F A X 0994-40-3020

電子メール [jyouhou@city.kanoya.lg.jp](mailto:jyouhou@city.kanoya.lg.jp)

### 3 参加者の資格

このプロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる資格要件等を満たす者とする。

(1) 鹿屋市物品調達等入札参加資格を有している者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(3) 公募型プロポーザル方式参加表明書の提出期限から受注候補者の特定の日までにおいて、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第13号）及び鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成24年鹿屋市告示第23号）に基づく指名停止を受けていないこと。

### 4 スケジュール

(1) 公募開始 令和4年7月11日（月）

(2) 質問の受付 令和4年7月11日（月）から 令和4年7月22日（金）まで

(3) 質問の回答 令和4年7月26日（火）

(4) 参加表明書の提出 令和4年7月29日（金）まで

(5) 参加資格確認 令和4年8月1日（月）から 令和4年8月3日（水）まで

(6) 参加資格確認結果の通知 令和4年8月4日（木）

(7) 提案書等の提出期限 令和4年8月12日（金）まで

(8) プレゼンテーション、ヒアリング 令和4年8月24日（水）（予定）

(9) 審査会 プレゼンテーションの日と同日

- (10) 審査結果の通知、公表 令和4年8月31日（水）（予定）
- (11) 委託内容の調整、見積合わせ 令和4年8月29日（月）から 令和4年8月31日（水）まで
- (12) 契約の締結 令和4年10月3日（月）（予定）

## 5 実施手順

- (1) 公募開始 市のホームページで実施要領等を公表します。
- (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合には、担当部署に対し、次に定めるところにより質問書（様式第1号）を提出してください。

ア 提出期限 令和4年7月22日（金）午後5時必着

イ 提出方法 質問書を電子メールにより提出してください。電子メールを送信したときは、担当部署に電話で着信の確認をしてください。

- (3) 質問の回答

提出のあった質問事項を全て取りまとめ、参加表明書を提出した全ての者に令和4年7月26日（火）に電子メールで回答します。

- (4) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出してください。

ア 提出書類（各1部）

（ア）公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第2号）

（イ）キャッシュレス決済端末の自治体導入実績（任意様式）

（ウ）国税及び地方税を滞納していないことを証する書類（公募型プロポーザル方式参加表明書の提出日の属する事業年度を除く過去2年間分）

イ 提出期限 令和4年7月29日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法 持参又は郵送

- (5) 参加資格確認

参加表明書を提出した者について、デジタル推進課において、参加資格を満たすか否かを確認します。

参加表明書の提出者が3者を超える場合は、客観的評価（実績、取扱キャッシュレスの種類、機能等）により点数の上位3者までの者を選定し、(6)の通知を行うものとします。

- (6) 参加資格確認結果の通知

上記(5)の結果を通知するとともに提案書等の提出を依頼します。

- (7) 提案書等の提出期限

次に定めるところにより、提案書等を提出してください。

ア 提出書類

（ア）企画提案書及び添付書類

企画提案書は、別紙「評価基準」及び「鹿屋市キャッシュレス決済端末導入業務委託仕様書」に基づき作成すること。なお、企画提案書及び添付書類の様式は自由とするが、企画提案書には目次を設け、各頁に頁番号を設定すること。また、企画提案書は20枚以内（目次は除く）とする（両面使用可）。

(イ) 参考見積書及び内訳書

※ 参考見積書については、初年度に掛かる利用料・保守運用経費と次年度以降の保守運用経費を区別すること。運用費用については、今回の業務金額には含んでいないが、評価の対象とする。なお、運用費用については、60月分の費用を見込むこと。

イ 提出部数 5部（正本1部、副本4部）※このほかに電子データ（CD-ROM）で1部

ウ 提出期限 令和4年8月12日（金）午後5時まで（必着）

(8) プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

ア 日時 令和4年8月24日（水）

イ 場所 オンライン形式（Zoom）で開催します。時間及びURLは、別途通知します。

ウ 内容

1 提案者当たりの参加者の持ち時間は、説明（20分間）質疑応答（10分間）とします。

エ 順番 提案書の受付順とします。

オ その他 プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うものとします。

6 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

7 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

ア 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談、開示を行うこと。

ウ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。

エ プロポーザルの評価終了後に参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 著作権

提出書類の著作権は参加者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとします。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき1提案とします。

(4) その他

ア プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とします。

イ 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとします。

ウ 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。

エ 提出された企画提案書等は返却しないものとし、鹿屋市情報公開条例（平成18年1月1日条例第16号）及び鹿屋市個人情報保護条例（平成18年1月1日条例第17号）に基づき適切に管理します。

オ 本要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、本市が判断するも

のとします。

#### 8 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に最高得点者及び次点候補者の名称及び採点結果を文書で通知するとともに、鹿屋市ホームページ上で公表します。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けません。
- (2) 最高得点を得た者が2者以上となった場合は、参考見積金額の低い提案者から交渉します。
- (3) 参加者が1者のみの場合、60%以上の得点であれば、最高得点者として選定します。

#### 9 契約の締結

選定した最高得点者と本市とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最高得点者と本市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は市の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最高得点者の見積額とします。

なお、選定した最高得点者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者と協議を行うこととします。

#### 10 提出及び問合せ先（担当部署：デジタル推進課情報化推進係）

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市役所デジタル推進課情報化推進係 担当 今井、森田

電話 0994-43-2111（内線3535）

FAX 0994-40-3020

E-mail [jyouhou@city.kanoya.lg.jp](mailto:jyouhou@city.kanoya.lg.jp)